

社会で活躍する障害学生支援センター形成事業（仮称）

（ 新 規 ）

平成 29 年度概算要求額：5 億円

大学改革推進等補助金

背景・課題

障害のある誰もが活躍できる社会の実現のためには、大学等の高等教育機関において質の高い教育を受けることをとおして、社会で必要とされる力を十分に身につけ、社会に送り出されることが重要である。そのためには、各大学において障害学生の修学支援や就職支援が十分に行われるのに必要な体制整備やノウハウの蓄積が必要である。

対応・内容

【対応】

各大学単独での取り組みに任せるだけではなく、各地域にある大学や関係機関とが連携することにより、地域全体での支援体制を整備・強化する。そのために、地域全体における障害学生の修学・就職支援を推進するための中核となる「社会で活躍する障害学生支援センター」を形成する。

【内容】

全国 9 地域に「センター」を形成するため、それぞれの地域で中心となる 9 校を選定し、各センターにおける、以下のような取り組みの推進を支援する。

- ・ インターシッププログラムや社会で必要なスキル向上プログラムの開発・共有
- ・ 社会で活躍する障害者によるキャリア教育講座の実施
- ・ 障害学生の支援のための専門人材の配置・共有 等

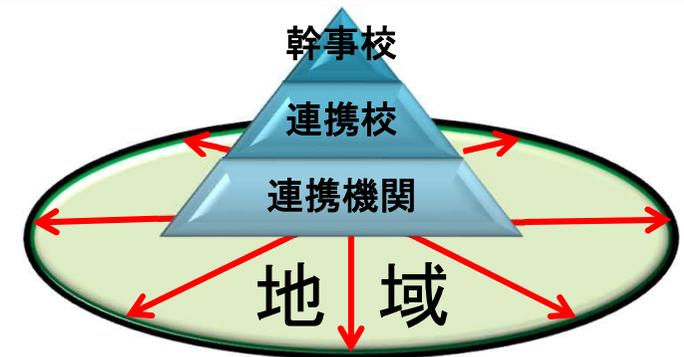
政策目標

- 関係機関が連携し障害学生の修学・就職支援に必要なノウハウ、リソースを共有すること等による支援体制の強化
- 大学等における障害学生に対する修学支援の一層の充実
- 高等教育を受けた障害学生の就労移行の円滑化による社会進出の促進

社会で活躍する障害学生支援センター形成事業(仮称)

背景

- 障害学生数の急増
:平成22年から平成27年の5年間で約2.5倍(8,810人→21,721人)
- 「障害者差別解消法」の施行(平成28年4月):全ての大学等において障害者への不当な差別的取扱いの禁止・合理的配慮の提供が義務/努力義務化
- 「ニッポン一億総活躍プラン」・教育再生実行会議「第九次提言」等
:障害学生支援の必要性が記載
- 障害のある学生の修学支援に関する検討会(平成28年度)
:障害学生の修学支援のあり方について検討



「センター」が中核となり障害学生支援の地域全体での取組の充実を図る

概要

障害のある誰もが活躍できる社会の実現のためには、大学等において質の高い教育を受けることをとおして、社会で必要とされる力を十分に身につけ、社会に送り出されることが重要。そのためには、各大学等において、障害学生の修学・就職支援を十分に行なうのに必要な体制整備やノウハウの蓄積を進めていくことが不可欠。その際、大学等単独での取組みに任せるだけでなく、地域全体での取組の充実を図るため、各地域の中核となる「社会で活躍する障害学生支援センター」の形成を推進。

- 【事業規模】 ○全国を9ブロックに分け、各ブロックにセンターを形成
- | | | |
|------------------|----------------------|----------------------|
| ○概算要求額 5億円(新規) : | センター事業費 | 5,000万円~7,000万円 × 9件 |
| | 代表幹事校(9センターの取りまとめ)経費 | 1,000万円 × 1件 |

- 【構成(例)】 ○幹事大学 : A大学(1校)
○連携大学 : B大学、C大学、D大学、E高等専門学校 等(複数校)
○連携機関 : F県、G市、Hハローワーク、I社、J社(複数機関) 等、地域の関係機関で構成

- 【取組(例)】 ①障害学生支援コーディネーターや手話通訳者等の専門人材、サークル活動等で支援を行なう学生の配置・共有
②発達障害のある学生を対象にした長期インターンシッププログラムの開発・共有
③様々な分野で活躍する障害者を講師としたキャリア教育講座の実施